

16 吉井・池田地区地区整備計画区域

制限事項		計画地区							
		低層専用 住宅地区	低層住宅 地区	中低層住 宅地区	共同住宅 A地区	共同住宅 B地区	沿道施設 A地区	沿道施設 B地区	住宅商業 複合地区
(1)	建築物 の用途 の制限	一戸建て の住宅、 神社、集 会所及び 法別表第 2(イ)項第 9号に規 定する公 益上必要 な建築物 並びにこ れらに附 属するも の	住宅(長屋 を含む。)、共同 住宅、 診療所(患 者の收容 施設を有 するもの は除く。)、小 学校、中 学校、集 会所及び 法別表第 2(イ)項第 9号に規 定する公 益上必要 な建築物 並びにこ れらに附 属するも の	住宅(長屋 を含む。)、共同 住宅並 びに店 舗、飲食 店その他 これらに 類するも の(2階以 上の部分 をその用 途に供す るものは 除く。)並 びに住宅 で事務 所、店舗 その他こ れらに類 する用途 を兼ねる もの(2階 以上の部 分にその 用途を兼 ねるもの	共同住 宅、寄宿 舎、事務 所及び法 別表第 2(イ)項第 9号に規 定する公 益上必要 な建築物 並びにこ れらに附 属するも の	共同住 宅、寄宿 舎、幼稚 園、小学 校、中学 校、保育 所及び集 会所並び に図書 館、博物 館、美術 館その他 これらに 類するも の並びに 法別表第 2(イ)項第 9号に規 定する公 益上必要 な建築物 並びにこ れらに附 属するも の	住宅(長屋 を含む。)、共同 住宅並 びに診療 所(患者の 收容施設 を有する ものは除 く。)並び に日用品 の販売を 主たる目 的とする 店舗、食 堂及び喫 茶店並び に理髪 店、美容 院、クリ ーニング 取次店そ の他これ らに類す るサービ ス業を営 む店舗並	住宅(長 屋を含む。)、共同 住宅並 びに診療 所(患者の 收容施設 を有する ものは除 く。)並び に郵便の 業務の用 に供する 施設、銀 行の支店 その他こ れらに類 するもの 並びに水 泳場並び にガソリ ンスタン ド及び灯 油販売所 並びに地 方公共団 体の支庁 又は支所	住宅(長 屋を含む。)、 住宅で店 舗、飲食 店、事務 所その他 これらに 類するも のを2階 以下の部 分に有す るもの及 び共同住 宅並びに 店舗、飲 食店でそ の用途に 供する部 分の床面 積の合計 が1,000 平方メー トル以内 のもの並 びに集会 所並びに

			は除く。)並びに診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)、集会所及び法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物並びにこれらに附属するもの		びに洋服店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの)で原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限り。)並びに自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米	の用に供する施設並びに老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの並びに法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物並びにこれらに附属するもの	事務所でその用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以内のもの並びに診療所(患者の収容施設を有するものは除く。)並びに郵便の業務の用に供する施設、銀行の支店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以内の
--	--	--	---	--	---	--	---

						<p>屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもので原動機を使用する場合にあってはその出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)並びに学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの並びに郵便の業務の用に供</p>	<p>もの並びに灯油販売所並びに作業所及び倉庫(倉庫業を営むものは除く。)並びに法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物並びにこれらに附属するもの</p>
--	--	--	--	--	--	--	---

							する施設並びに法別表第2(イ)項第9号に規定する公益上必要な建築物並びにこれらに類するもの		
(2)	建築物の容積率の最高限度								
(3)	建築物の建蔽率の最高限度								
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	150平方メートル	150平方メートル (長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり50平方メ	150平方メートル (長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり50平方メ	400平方メートル	400平方メートル	150平方メートル (長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり50平方メ	300平方メートル	150平方メートル (長屋及び共同住宅については、150平方メートル以上で、かつ、1住戸当たり50平

		用途 に供 する 附属 建築 物 で、 軒の 高さ が2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が5 平方 メー トル 以内 であ るも の ウ 附 属建 築物 の自	する 用途 に供 する 附属 建築 物 で、 軒の 高さ が 2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が5 平方 メー トル 以内 であ るも の ウ 附 属建	する 用途 に供 する 附属 建築 物 で、 軒の 高さ が 2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が5 平方 メー トル 以内 であ るも の ウ 附 属建					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>動車 車庫 で、 軒の 高さ が2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の</p>	<p>動車 車庫 で、 軒の 高さ が2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の</p>	<p>動車 車庫 で、 軒の 高さ が2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の</p>	<p>動車 車庫 で、 軒の 高さ が2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の</p>	<p>動車 車庫 で、 軒の 高さ が2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の</p>	<p>動車 車庫 で、 軒の 高さ が2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の</p>	<p>建築物 の自 動車 車庫 で、 軒の 高さ が 2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が 7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の エ ガ ソリ ンス タン</p>	<p>建築物 の自 動車 車庫 で、 軒の 高さ が 2.3 メー トル 以下 で、 か つ、 床面 積の 合計 が 7.5 平方 メー トル 以内 であ るも の エ 灯 油販 売所</p>
--	--	---	---	---	---	---	---	---	--

								ド及 び灯 油販 売所	
(6)	建築物 の高さ の最高 限度	軒の高さ は地盤面 から7メ ートル(地 階を除く 階数は2 以下とす る。)	軒の高さ は地盤面 から7メ ートル(地 階を除く 階数は2 以下とす る。)	地盤面か ら15メー トル	地盤面か ら15メー トル				地盤面か ら15メ ートル
(7)	建築物 の形態 又は意 匠の制 限								
(8)	へい等 の構造 の制限	へい等で 道路に面 するもの は、網状 その他こ れに類す る形状の もの。た だし、道 路境界線 からの後 退距離が 1メート ル以上	へい等で 道路に面 するもの は、網状 その他こ れに類す る形状の もの。た だし、道 路境界線 からの後 退距離が 1メート ル以上	へい等で 道路に面 するもの は、網状 その他こ れに類す る形状の もの。た だし、道 路境界線 からの後 退距離が 1メート ル以上	へい等で 道路に面 するもの は、網状 その他こ れに類す る形状の もの。た だし、道 路境界線 からの後 退距離が 1メート ル以上	へい等で 道路に面 するもの は、網状 その他こ れに類す る形状の もの。た だし、道 路境界線 からの後 退距離が 1メート ル以上	へい等で 道路に面 するもの は、網状 その他こ れに類す る形状の もの。た だし、ガ ソリン スタンド 灯油販売 所等の用 途に供す	へい等で 道路に面 するもの は、網状 その他こ れに類す る形状の もの。た だし、灯 油販売所 等の用途 に供する ものに設 けるへい	

	<p>で、当該 後退部分 (出入口部 分を除 く。)に植 栽等を設 け、か つ、前面 道路の路 面の中心 からの高 さを1.8メ ートル以 下とした ものにつ いては、 この限り でない。</p>	<p>で、当該 後退部分 (出入口部 分を除 く。)に植 栽等を設 け、か つ、前面 道路の路 面の中心 からの高 さを1.8メ ートル以 下とした ものにつ いては、 この限り でない。</p>	<p>で、当該 後退部分 (出入口部 分を除 く。)に植 栽等を設 け、か つ、前面 道路の路 面の中心 からの高 さを1.8メ ートル以 下とした ものにつ いては、 この限り でない。</p>			<p>るものに 設けるべ い等で、 当該施設 の設置に 関する法 令等でそ の設置が 義務付け られている ものにつ いては、 この限り でない。 は、この 限りでな い。</p>	<p>等で、当 該施設の 設置に関 する法令 等でその 設置が義 務付けら れている ものにつ いては、 この限り でない。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--